

新宿区教育委員会会議録

令和3年第5回定例会

令和3年5月7日

新宿区教育委員会

令和3年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年5月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

報 告

- 1 令和4年度使用教科用図書の採択について（教育指導課長）
- 2 令和3年度 つくし教室における児童・生徒への支援について（教育支援課長）
- 3 新宿区立図書館指定管理者の労働環境モニタリングの実施結果について（中央図書館長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第5回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いします。

○今野委員 はい。

◆ 報告1 令和4年度使用教科用図書の採択について

◆ 報告2 令和3年度 つくし教室における児童・生徒への支援について

◆ 報告3 新宿区立図書館指定管理者の労働環境モニタリングの実施結果について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 令和4年度使用教科用図書の採択について、報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

昨年度、令和2年度に、令和3年度から令和4年度の4年間に新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択し、現在、各校でその教科書を使って学習を進めているところです。今回採択を行う理由は、令和元年度に文部科学大臣の検定審査を不合格になっていた自由社の中学校社会科（歴史的分野）の教科書が、令和2年度の再申請により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることになったためです。

今回の採択は、中学校社会科（歴史的分野）のみとなり、他の種目の教科書については、採択は行いません。

次に、中学校教科用図書の採択までの手続について御説明いたします。流れを示した図も併せて御覧ください。

教育委員会は検討委員会に教科用図書について調査・検討するよう、依頼します。今回の場合は、中学校社会科（歴史的分野）の教科書が対象となります。

検討委員会は、調査委員会に教科用図書について調査研究及び資料作成を依頼します。さらに、各学校に対し、教科用図書について調査研究を依頼します。

調査委員会は、教科用図書について調査研究及び資料作成をし、検討委員会に報告いたします。また、各学校は教科用図書について調査研究し、検討委員会に報告いたします。

検討委員会は、調査委員会及び各学校から報告された調査研究資料を基に、今回対象の全ての教科用図書について調査・検討し、結果を教育委員会へ報告します。

教育委員会は、検討委員会の報告を受け協議し、令和4年度から使用する教科用図書を採択いたします。

裏面は、参考資料となり、2枚目は、教科用図書採択に関する要綱でございます。

最後に、報告資料の一番最後のページの日程を御覧ください。

採択の日程について御説明申し上げます。ここにつきましては、現時点での予定でございますので、変更の可能性があるということだけは御承知おきください。

令和4年度使用教科用図書採択事務日程では、第1回検討委員会を6月7日に開催し、同時に各校の調査も行ってまいります。第2回検討委員会は7月9日に開催する予定です。教育委員会は、7月中旬から下旬の教育委員会臨時会で検討委員会、調査委員会からの報告を受け、協議を行います。最終的には8月6日の教育委員会定例会において採択を予定しているところでございます。

教科書展示については、6月1日から10日までを特別展示会とし、教育センターと区役所4階教育指導課で行います。また、6月11日から6月30日までを法定展示会とし、教育センターと区役所4階教育指導課で行う予定でございます。

なお、特別支援学校中学部と中学校の特別支援学級において使用する、中学校社会科（歴史的分野）の教科用図書についても、併せて進めてまいります。

これで、令和4年度使用教科用図書採択についての説明を終わります。

○教育支援課長 それでは、報告2の令和3年度つくし教室における児童・生徒への支援について、御説明をさせていただきます。

主に3点ございまして、1点目が図書館等を活用した支援で、拡充事業になります。こちらは、つくし教室の利用を希望しているものの、本人の状況により通室できない児童・生徒や、家庭に引きごもりがちであり、つくし教室の利用が難しい児童・生徒に対して、図書館などを活用したアウトリーチによる支援を実施するものでございます。

概要ですが、場所としては西落合図書館と鶴巻図書館の会議室を活用させていただきます。実施回数、活動時間は記載のとおりでございます。活動内容といたしましては、西落合図書館では、個別学習や集団活動、図書館を活用した調べ学習を基本に行います。鶴巻図書館の

ほうは、図書館と連携をさせていただいて、図書館での職場体験や、図書館運営事業者が有するスキルやノウハウを活用させていただいた様々な体験講座などを行う予定で、準備を進めております。事業開始につきましては、西落合図書館は、昨年7月から試行的に実施して行わせていただいております、記載のとおり、今年4月から本格実施という形で考えております。

2番の対象につきましては、不登校の児童・生徒または家庭に引きこもりがちな児童・生徒を対象といたします。なお、利用にあたっては、学校または保護者からつくし教室へ事前に御連絡をいただきます。

指導・支援体制につきましては、つくし教室の指導員を派遣して、活動時間中の指導・支援を行います。

周知方法につきましては、既につくし教室を利用している児童・生徒に周知を行うとともに、今年6月に区立学校に在籍する全児童・生徒に案内リーフレットを配付する予定でございます。

続いて、2点目の中学校で別室登校を行う生徒への訪問型支援についてでございます。

つくし教室を利用している生徒が、学校復帰に向けて在籍校へ登校を始める際の支援として、つくし教室の指導員が学校を訪問して、在籍校の担任などと情報共有や別室登校の様子を参観することで、きめ細かな指導の充実を図るものでございます。

3点目は、ICTを活用した児童・生徒の学習支援になりまして、今年度から「GIGAスクール構想」に基づくタブレット端末を配付させていただいておりますので、そちらを活用して、つくし教室の中でもeラーニングサービスを活用した学習支援や、オンラインでの担任とのやり取り、学校から提示された課題への取組についても支援を行ってまいります。

説明は以上になります。

○中央図書館長 それでは、報告3の新宿区立図書館指定管理者の労働環境モニタリングの実施結果について、資料により御説明いたします。

初めに、1の労働環境モニタリングの目的でございます。

記載のとおり、指定管理者制度導入施設における適切な労働環境の確保を目的として実施しているもので、新宿区では、全ての指定管理施設におきまして、指定管理2年度目にモニタリングを実施することとしているものでございます。

2の調査対象施設ですが、(1)から(9)までのとおり、地域図書館全館が対象でございます。

次に、3の調査期間です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の開始予定から約2か月ほど遅れまして、(1)の書類確認からヒアリングまでを令和2年8月26日から11月12日まで、(2)の評価結果表の作成から改善提案、報告書提出までを10月16日から2月28日までという日程で実施してございます。

次に、4の調査等の方法です。

社会保険労務士会新宿支部に委託いたしまして、資料の裏面にまがりますが、(1)から(3)までの調査、及び(4)の改善助言を行い、(5)のフォローアップまでを社会保険労務士とともにを行い、改善状況を確認するという流れで実施してございます。

次に、5のモニタリングの視点でございます。

主に、(1)労働条件に関する事項、(2)安全衛生に関する事項、(3)社会保険に関する事項、(4)下請先への要請、(5)労働環境向上の取組の5つの視点からモニタリングを実施してございます。

次に、6の主な指摘事項及び改善内容でございます。

9か所同時にモニタリングを実施したということで、軽重含めまして多くの指摘事項がございまして、時間の都合上、単なる書面誤りや届出上の不備等のみのものは省略し、労働者に不利益があった、あるいは不利益につながるおそれがあったもの等を中心に御説明させていただきます。

まず、2ページ(1)の労働条件に関する視点でございます。

3ページに移っていただきまして、中点で2つ目の項目、短時間勤務労働者への賞与の支給がないことについて、労働者への説明がなされていないということについて、記載の3箇所に指摘がございました。

昨年4月に施行されましたパートタイム有期雇用労働法では、正規雇用労働者と短時間勤務労働者で、例えば賞与が支給されないなど処遇差がある場合に、待遇に関して労働者から説明を求められた場合は、事業者の説明義務が生じてございます。

ここでの指摘は、労働者から説明を求められていない場合でも、本人に説明すべきという改善提案の指摘でございまして、法の要求水準に適合していない、あるいは賞与が支給されない処遇差が不合理という指摘ではございません。なお、提案を踏まえまして、既に説明済みでございます。

中点で3つ目と4つ目の項目、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年4月の緊急事態

宣言発令に伴い、区立図書館が一斉休館となった際、中央図書館から、各指定管理官宛て、区職員に準じて、図書館スタッフにも一定規模での在宅勤務を要請してございました。この在宅勤務に関し、在宅勤務の運用マニュアルや在宅勤務規程の定めのないまま、これを行ったという指摘でございまして、記載の3館への指摘でございます。

これについては、社会保険労務士のアドバイスにより、就業規則の改正という形で労働基準監督署に届け出ることで改善を図ることとなっております。

次に、中点で8つ目の項目になりますが、年休の確実な付与ルールが就業規則等に定められていなかったというもので、記載の3館への指摘でございます。

令和元年4月施行の改正労働基準法の施行により、年10日以上年休が付与される労働者には、計画年休の付与、あるいは就業者からの時期指定などの方法で、毎年5日間以上の確実な年休消化が義務づけられてございます。指摘は、就業規則にその具体的な方法を明示していなかったというものでございます。既に就業規則で定めて、改善してございます。

次に、中点で10番目の項目ですが、戸山図書館においてパートタイムスタッフに対する年休の付与日数が不足していたという指摘でございます。

雇用契約上、週30時間未満勤務で雇用した労働者が継続して30時間を超える勤務シフトに入ったため、常勤スタッフと同じ法定付与日数が必要とされたものであり、昨年中に付与を終えてございます。

次に、中点で下から2番目の項目で、令和元年度において、記載の2館で年間休日就業規則に定める110日に満たなかった、という指摘でございます。実際に年間労働基礎日数を超えて勤務していた常勤スタッフには、この超過した日数分について、全て時間外勤務をしたものとみなして、時間外勤務手当を支給してございます。

次に、4ページへ移っていただきまして、中点で2つ目の項目でございます。

戸山図書館において、健康診断未実施の者がいたという指摘でございます。会社の健康診断を受診できなかったスタッフに、法定項目を満たした検査を受診し、結果を会社に提出するよう指示しておりましたが、既にこのスタッフは転居のため提出することなく退職をしてございます。

その次の項目、賃金台帳に遅刻早退時間が残業時間と相殺されて記載されている例があった、との指摘が記載の2館に対してございました。時間外手当の計算及び支給には誤りはなく、あくまで台帳上の記載誤りでございまして、既に是正済みでございます。

次に、中点で4つ目の項目ですが、中町図書館において、時間外手当の割増賃金が正確に

算定されていなかったという指摘がございました。これはエクセルデータの勤怠管理システムへの流し込み時のミスとのことで、既に該当者には追加支給をしてございます。

なお、今後、ミスが生じないよう、システムの改修も実施し、改善を確認してございます。次に、（２）安全衛生に関する視点でございます。

この項目としての中点で３つ目、一部の職員について雇入れ時の法定健康診断の実施が確認できなかったという指摘が、記載の４館に対してございました。採用時提出書類に採用前３か月以内に法定項目を満たした健康診断を受診している場合は、入社後、それを提出することとしてございますが、提出の確認ができない者がいたということで、受診の指示を徹底するよう改善してございます。

次に、一番下の項目、ストレスチェックが未実施という指摘を記載の各館が受けてございます。これは事業場単位で５０人未満の場合、平成２９年度からストレスチェックが努力義務として課されたところでございますが、５０人以上の事業場では、平成２７年から既に義務化されているということから、今後、実施の検討を要請するとされたものでございます。既に実施した中町図書館を除き、いずれも実施の方向で検討する旨の回答を得てございます。

次に５ページに移っていただきまして、（３）労働保険・社会保険の視点でございます。

戸山図書館において、社会保険及び雇用保険に未加入のスタッフがいたというものでございまして、遡及して加入手続を完了してございます。

なお、このスタッフは先ほどの健康診断未受診の者と同一の方でございまして、既に退職してございます。

次に、（４）労働環境向上の取組でございます。記載のとおり、年休取得率が低い職員への取得勧奨を行うべきことや、法人全体での対応となりますが、障害者雇用率の達成に向けて改善要請が行われてございます。

なお、下請先への要請に関する視点での指摘はございませんでした。

最後に、７の総括でございます。記載のとおり、明らかに職員の不利益となるような重大な指摘はなく、ほとんどの指摘項目について努力義務とされているものも含め、既に改善対応の確認がなされてございます。

また、法令上努力義務とされている項目につきましては、各事業所における労使協議において改善が図られるべき事項でございますが、公の施設を指定管理する事業者として、改善に向けて事業者として努力していただくよう、中央図書館からも促してございます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○今野委員 今回は新たに追加で発行された教科書があるということで、中学校社会科の歴史的分野1種目についてのみ行うということですが、従来行っているような形で全ての教科書を対象として、1教科書を選定し直すということになるのでしょうか。

○教育指導課長 基本的には、中学校社会科の歴史的分野の教科書全体について御審議いただき、ということ考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。展示会も全ての教科書を展示するということですね。

○教育指導課長 展示も、中学校社会科の歴史的分野の教科書に関しては、全社分を展示会に出す予定でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○今野委員 不登校の子どもたちに対する支援が、いろいろな形で積極的に対応を取っていただいているということで、とてもいいなというふうに思っています。

質問ですが、2番目の中学校で別室登校する生徒への訪問型支援が新規事業となっておりますけれども、小学校では既に実施しているのでしょうか。それとも、中学校だけ優先的に実施しようということなのかが一点と、それからもう一点は、3番目の関係で、タブレットを活用してオンラインその他でいろいろ指導を多様にやっていこうということなんですが、1人1台ですので、在籍している学校のほうからもいろいろ連絡や指導はしやすくなりますし、つくし教室のほうの指導もしやすくなると思うのですが、ダブルの指導というふうなことになるのだろうか、と思うのですけれども、在籍する学校とつくし教室の指導の先生との連携が一層必要になってくるのかな、というふうなことを思いました。

以上です。

○教育支援課長 今いただいた御質問2つにつきまして、これまでもつくし教室の指導員と各学校の担任や教員が連携をして、子どもたちの支援について取り組んできたところでございます。

中学校の別室登校の支援につきましては、新規事業で、小学校ではまだ行っていないところでございますので、まず不登校の生徒が多い中学校で実施し、その後どういったやり方が

いいのか研究して、今後の展開について考えていきたいと思っています。

なお、小学校でもつくし教室と学校との間で個別に連携を図っているところがございます。

3番目のICTを活用した学習支援につきましては、そのお子さんがどのくらい学校に行っているのか、つくし教室との併用の度合いにもよるかと思しますので、この点についても学校と連携をしっかりと図りながら、ダブルの指導になって子どもたちの負担が重くなってしまわないようしっかりと留意しながら、ICTの活用による子どもたちが学校とつながる機会の確保についても支援していきたいと思っていますところがございます。

以上です。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について御意見、御質問があればお願いいたします。

○**今野委員** 結構指摘があるなという印象で、5ページの総括のほうでは重大な問題点はないということで、そうなんだろうなと思いつつも、例えば3ページの下から2つ目の項目で、年間休日が110日に満たなかったということで、時間外手当を遡及支給したとありますが、指摘がなければそのままになってしまったのかなとも思ったりしました。ほかのところでも割増賃金の記載がないですとか、ある程度重大なものもあるんじゃないかな、という印象なんです。しかも、特定の図書館というのではなく、満遍なくいろいろな指定管理者となっている事業者それぞれが、細かいことなんでしょうけれども、指摘があります。指定管理期間の2年目に実施しているということですが、全くの新規事業者ではなく、その前も指定管理をやっているわけですね。その割には結構、指摘が多いのかなという印象です。

○**中央図書館長** 確かに9館同時に行っておりますので、項目がかなり多岐にわたっております。5年に1回、労働環境モニタリングをやっているということで、この効果もあって重大な指摘というのはなくなってきた一方で、労働法関係の改正に伴っての組織の改正漏れですとか、だんだんと指摘事項が細かい部分に入ってきてございます。5年前の指摘事項と比較をしてみますと、同じ図書館グループ、指定管理者グループが同じ指摘を受けたというのは、健康診断受診の未受診に関してで、前回も同じ図書館が指摘を受けていて、このことについてはさらに徹底を図ってもらいたいと思っております。それ以外は、情報は共有をしているのですが、別の図書館グループが同じような指摘を受けてしまったというようなことがございました。

毎回行っているのですが、今回も、ほかの館の指摘事項についても自分のところでもきちんとチェックをしていただきたいということで、情報共有を館長会等で図っているところがございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○**山下委員** 労働環境モニタリング調査は、今回は図書館だけですけれども、ほかのところも順次実施しているのでしょうか。給食調理等、学校現場にはいろいろ委託しているところはあるとは思いますが。

○**教育調整課長** この労働環境のモニタリング調査につきましては、指定管理期間の2年度目に当たるところが実施するという事なので、ほかの給食調理や用務は、委託ですので、指定管理者ではないということです。

したがって、あと対象となるのは女神湖高原学園、こちらのほうが指定管理を行っていただきますので、指定管理期間の2年度目に当たった年には、同じように労働環境モニタリングを実施するという事になっております。

○**山下委員** あえて聞きますけれども、委託の場合は実施しなくていいと。この2年度目に労働環境モニタリングを実施するのが指定管理の業者に限るとするのは、何か理由があるのでしょうか。

○**中央図書館長** 業務委託と工事請負の契約の場合は、金額にもよりますが事前に労働環境確認報告書というチェックリストが配られまして、その項目を満たしていることが契約する条件というふうになってございます。

指定管理者制度だけ、なぜこういうことをやっているかということ、図書館の場合は利用料金収入等はありませんが、他の公共施設によっては利用料金収入という形で、区に成り代わって運営する代わりに収入を得るといような施設もございまして、また、施設の利用許可などを行政に成り代わって行う行政処分の権限を持つということで、ある意味公的機関の性格を帯びますので、そういう意味では、そこで働く労働者についてはしっかりと労働条件を整備していただきたいという趣旨の下で、新宿区では指定管理者制度を導入以降、ずっとこの形態を取っているものでございます。

○**山下委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかに御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

◆ 報告 4 その他

○教育長 次に、報告 4、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2時33分閉会